

介護報酬の算定構造

介護サービス

 : 令和6年6月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	
				高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合	運営基準減算	特別地域居宅介護支援加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	特定事業所集申減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)								
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)									
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)									
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)									
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)									
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)									
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)									
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)									
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)									
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)									
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)									
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ	ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)									

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	高齢者虐待防止措置実施減算	業務継続計画策定減算	虐待防止サービス提供が行われる場合	巡回サービス利用時の調整（1日につき）	事業所同一建物内利用者サービスを行う場合	特別地域で特別対応型訪問介護看護費加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に所在するサービスの提供加算	緊急時訪問看護加算（1）	緊急時訪問看護加算（2）	特別管理加算	ケアミックス加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（1）（1日につき）	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1（5,446単位）		-62単位								
		要介護2（8,720単位）		-111単位								
		要介護3（16,140単位）		-184単位								
		要介護4（20,417単位）		-233単位								
		要介護5（24,692単位）		-281単位								
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1（7,946単位）	×98/100	-91単位	事業所同一建物内利用者サービスを行う場合 調整 ×20/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +325単位	1月につき +315単位	1月につき (1)30単位 +500単位 又は (2)100単位 +250単位	死亡及び死亡直前14日以内に2日以上のケアミックスケアを行った場合 1月につき +2500単位
		要介護2（12,413単位）		-141単位								
		要介護3（18,948単位）		-216単位								
		要介護4（23,358単位）		-266単位								
		要介護5（28,298単位）		-322単位								
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（2）（1月につき）	要介護1（5,446単位）		-62単位									
	要介護2（8,720単位）		-111単位									
	要介護3（16,140単位）		-184単位									
	要介護4（20,417単位）		-233単位									
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（3）	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)											
	定期巡回サービス費 (1日につき 372単位)											
	随時訪問サービス費Ⅰ (1日につき 567単位)											
	随時訪問サービス費Ⅱ (1日につき 764単位)											
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +30単位)												
ホ 遊園地共同利用加算 一体系定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要なもの算定可能（イ又はロを算定する場合のみ算定） (1日につき +600単位)												
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ (1月につき 1,200単位を算定) (2) 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ (1月につき 800単位を算定)											
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定)	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき +200単位)											
チ 認知症専門ケア加算	(1) イ又はロを算定しない場合 (一) 認知症専門ケア加算Ⅰ (1月につき +90単位) (二) 認知症専門ケア加算Ⅱ (1月につき +120単位) (2) ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く） (一) 認知症専門ケア加算Ⅰ (1日につき +3単位) (二) 認知症専門ケア加算Ⅱ (1日につき +4単位)											
リ 日課連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +50単位(1月に1回を算定))												
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) (2)以外の場合 (一) サービス提供体制強化加算Ⅰ (1月につき +750単位) (二) サービス提供体制強化加算Ⅱ (1月につき +640単位) (三) サービス提供体制強化加算Ⅲ (1月につき +350単位) (2) ハを算定する場合（基本夜間訪問サービス費を除く） (一) サービス提供体制強化加算Ⅰ (1日につき +22単位) (二) サービス提供体制強化加算Ⅱ (1日につき +18単位) (三) サービス提供体制強化加算Ⅲ (1日につき +6単位)											
ヘ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ (1) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅠ (2) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡ (3) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅢ (4) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅣ (5) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅤ (6) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅥ (7) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅦ (8) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅧ (9) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅧ (10) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅨ (11) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅨ (12) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (13) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (14) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (15) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (16) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (17) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (18) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (19) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (20) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (21) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (22) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (23) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ (24) 介護職員等処遇改善加算ⅠⅩ	（1）介護職員等処遇改善加算ⅠⅠ (1月につき +認定単位数×245/100) （2）介護職員等処遇改善加算ⅠⅡ (1月につき +認定単位数×224/100) （3）介護職員等処遇改善加算ⅠⅢ (1月につき +認定単位数×192/100) （4）介護職員等処遇改善加算ⅠⅣ (1月につき +認定単位数×145/100) （5）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅠ (1月につき +認定単位数×22/100) （6）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅡ (1月につき +認定単位数×29/100) （7）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅢ (1月につき +認定単位数×20/100) （8）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅣ (1月につき +認定単位数×187/100) （9）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅤ (1月につき +認定単位数×184/100) （10）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅥ (1月につき +認定単位数×163/100) （11）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅦ (1月につき +認定単位数×163/100) （12）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×158/100) （13）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×142/100) （14）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×138/100) （15）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×121/100) （16）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×118/100) （17）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×100/100) （18）介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ (1月につき +認定単位数×76/100)											
	認定単位数は、イからヌまでに計算された単位数の合計											

※ 業務継続計画策定減算については、令和3年4月1日より適用される。

※ 特別地域で特別対応型訪問介護看護費加算については、令和3年4月1日より適用される。

※ 中山間地域等に所在するサービスの提供加算については、令和3年4月1日より適用される。

※ 緊急時訪問看護加算については、令和3年4月1日より適用される。

※ ケアミックス加算については、令和3年4月1日より適用される。

単位	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
介護職員等処遇改善加算ⅠⅠ	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245	245
介護職員等処遇改善加算ⅠⅡ	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224	224
介護職員等処遇改善加算ⅠⅢ	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192
介護職員等処遇改善加算ⅠⅣ	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅠ	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅡ	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅢ	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅣ	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187	187
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅤ	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184	184
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅥ	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅦ	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163	163
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138	138
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118	118
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
介護職員等処遇改善加算ⅠⅤⅧ	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算											
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100											
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)																		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)																		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)																		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)					事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100														
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)														
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)																	
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)													
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)																	
(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)																			
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)													
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)																	
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)																	
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)													
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)																	
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)																	
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			身体拘束止 未実施減算	高齢者虐待 防止措置未 実施減算	業務継続計 画未実施減 算	登録者数が 登録定員を 超える場合	従業者の員 数が基準に 満たない場合	過少サービス に対する減算	特別地域小規 模多機能型居 宅介護加算	中山間地域等 における小規 模事業加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に 対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2 (15,370 単位)									
		要介護3 (22,359 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (9,423 単位)									
		要介護2 (13,849 単位)									
		要介護3 (20,144 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (572 単位)										
	要介護2 (640 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (843 単位)										

ハ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 認知加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)

ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日額を重複))

ヘ 若年者認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)

ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)

チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)

ツ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

タ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)

ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)

リ 日服・夜間スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を重複))

ロ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

ニ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)

ホ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 250単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)

ホ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき、事業費率×149/1000)	※ 事業費率は、以下の算式により算定する。
	2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき、事業費率×146/1000)	
	3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき、事業費率×136/1000)	
	4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1月につき、事業費率×136/1000)	
	5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	(1月につき、事業費率×106/1000)	
	6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	(1月につき、事業費率×130/1000)	
	7) サービス提供体制強化加算(Ⅶ)	(1月につき、事業費率×121/1000)	
	8) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	(1月につき、事業費率×129/1000)	
	9) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)	(1月につき、事業費率×118/1000)	
	10) サービス提供体制強化加算(Ⅸ)	(1月につき、事業費率×104/1000)	
	11) サービス提供体制強化加算(Ⅹ)	(1月につき、事業費率×130/1000)	
	12) サービス提供体制強化加算(Ⅺ)	(1月につき、事業費率×121/1000)	
	13) サービス提供体制強化加算(Ⅻ)	(1月につき、事業費率×117/1000)	
	14) サービス提供体制強化加算(Ⅼ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	15) サービス提供体制強化加算(Ⅽ)	(1月につき、事業費率×117/1000)	
	16) サービス提供体制強化加算(Ⅾ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	17) サービス提供体制強化加算(Ⅿ)	(1月につき、事業費率×71/1000)	
	18) サービス提供体制強化加算(ⅰ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	19) サービス提供体制強化加算(ⅱ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	20) サービス提供体制強化加算(ⅲ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	21) サービス提供体制強化加算(ⅳ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	22) サービス提供体制強化加算(ⅴ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	23) サービス提供体制強化加算(ⅵ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	24) サービス提供体制強化加算(ⅶ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	25) サービス提供体制強化加算(ⅷ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	26) サービス提供体制強化加算(ⅸ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	27) サービス提供体制強化加算(ⅹ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	28) サービス提供体制強化加算(ⅺ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	29) サービス提供体制強化加算(ⅻ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	30) サービス提供体制強化加算(ⅼ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	31) サービス提供体制強化加算(ⅽ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	32) サービス提供体制強化加算(ⅾ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	33) サービス提供体制強化加算(ⅿ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	34) サービス提供体制強化加算(ⅿ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	
	35) サービス提供体制強化加算(ⅿ)	(1月につき、事業費率×88/1000)	

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 身体拘束止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未実施減算については、感染防止の予防及びまん延の防止のための目的の整備及び非常災害に関する具体的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(ⅰ)については令和7年4月1日から適用しない。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		扶助を行う職員の配置基準等を満たさない場合	利用者の数が増える場合	介護従事者の配置が基準に満たない場合	身体拘束防止の実施状況	高齢者虐待防止の実施状況	業務継続計画の実施状況	3人で成り立つ職員構成の員数を2人以上とする場合	訪問支援体制強化(Ⅰ)	訪問支援体制強化(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費	認知症対応型共同生活介護費
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (755 単位) 要介護2 (801 単位) 要介護3 (824 単位) 要介護4 (841 単位) 要介護5 (859 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限る)	1日につき +120単位
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (755 単位) 要介護2 (768 単位) 要介護3 (817 単位) 要介護4 (828 単位) 要介護5 (845 単位)										
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (793 単位) 要介護2 (854 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (887 単位) 要介護5 (897 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限る)	1日につき +120単位
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (793 単位) 要介護2 (817 単位) 要介護3 (841 単位) 要介護4 (859 単位) 要介護5 (874 単位)										
注 入居時費用		利用者が併発又は併発前への入居を要した場合、1月に6日を単位として定率単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 施設費加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以降31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)										
	(2) 死亡日以降4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)										
	(3) 死亡日以降2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)										
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している施設医療機関と連携している場合	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 上記以外の施設医療機関と連携している場合	(1月につき 40単位を加算)										
ホ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算Ⅰ(ア)	(1日につき 57単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算Ⅰ(イ)	(1日につき 47単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	(1日につき 37単位を加算)										
	(4) 医療連携体制加算Ⅰ(ヘ)	(1日につき 5単位を加算)										
ヘ 巡回診療体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(250単位を加算)											
ト 遠隔診療体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(400単位を加算(利用者1人につき1日を単位))											
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ	(1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ	(1日につき 4単位を加算)										
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症チームケア推進加算Ⅰ	(1月につき 150単位を加算)										
(2) 認知症チームケア推進加算Ⅱ	(1月につき 120単位を加算)											
ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ	(1月につき 200単位を加算)										
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)											
ロ 日齢・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 20単位を加算(6月に1回を単位))											
リ 対象児介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)											
ミ 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	(1月につき 10単位を加算)										
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	(1月につき 5単位を加算)										
タ 新興感染症等施設確保費	(1月に1回、連続する65日を単位として 240単位を算定)											
レ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算Ⅰ	(1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生産性向上推進体制加算Ⅱ	(1月につき 10単位を加算)										
ソ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ	(1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ	(1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1日につき 6単位を加算)										
セ 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ	(1月につき、(1)定率単位数×186/1000)										
	2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ	(1月につき、(1)定率単位数×178/1000)										
	3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ	(1月につき、(1)定率単位数×195/1000)										
	4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ	(1月につき、(1)定率単位数×125/1000)										
	5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ	(1月につき、(1)定率単位数×163/1000)										
	6) 介護職員処遇改善加算Ⅵ	(1月につき、(1)定率単位数×172/1000)										
	7) 介護職員処遇改善加算Ⅶ	(1月につき、(1)定率単位数×150/1000)										
	8) 介護職員処遇改善加算Ⅷ	(1月につき、(1)定率単位数×155/1000)										
	9) 介護職員処遇改善加算Ⅸ	(1月につき、(1)定率単位数×168/1000)										
	10) 介護職員処遇改善加算Ⅹ	(1月につき、(1)定率単位数×133/1000)										
	11) 介護職員処遇改善加算Ⅺ	(1月につき、(1)定率単位数×145/1000)										
	12) 介護職員処遇改善加算Ⅻ	(1月につき、(1)定率単位数×128/1000)										
	13) 介護職員処遇改善加算Ⅼ	(1月につき、(1)定率単位数×137/1000)										
	14) 介護職員処遇改善加算Ⅽ	(1月につき、(1)定率単位数×119/1000)										
	15) 介護職員処遇改善加算Ⅾ	(1月につき、(1)定率単位数×132/1000)										

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給費率基準額に算入される。
※ 身体拘束防止の実施状況については、(イ)を算定する場合、令和7年5月1日から適用する。
※ 高齢者施設等感染対策向上加算については、感染症の予防及び医療の向上のための施設等の設備及び非常災害に際する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算Ⅾ(Ⅶ)について、令和7年3月31日まで期間適用。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超過する場合又は 従業員数が職員数に満たない場合	身体拘束 禁止措置 実施減算	高齢者虐待 防止措置 実施減算	業務継続計 画未策定減 算	減少サービスに 対する減算	サテライト体制実 施減算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	特別地域看護小規模 多機能型居宅介 護加算	
イ 看護小規模多機能型 居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者 以外の者に対して行う場合	多介護1 (12,447 単位) 多介護2 (17,415 単位) 多介護3 (24,617 単位) 多介護4 (27,166 単位) 多介護5 (31,408 単位)													
	(2) 同一建物に居住する者 に対して行う場合	多介護1 (11,274 単位) 多介護2 (15,681 単位) 多介護3 (22,057 単位) 多介護4 (25,017 単位) 多介護5 (28,258 単位) 多介護6 (31 単位) 多介護7 (638 単位) 多介護8 (706 単位) 多介護9 (732 単位) 多介護10 (830 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100		+10/100	+5/100		
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		多介護1 (12,447 単位) 多介護2 (17,415 単位) 多介護3 (24,617 単位) 多介護4 (27,166 単位) 多介護5 (31,408 単位)													
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1日につき 30単位を加算													
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 880単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ) (1月につき 760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ) (1月につき 460単位を加算)													
ホ 認知症行動・機能状態評価対応加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 1日につき 200単位を加算(7月間を限度)													
ヘ 療育指導知行利用要入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 800単位を加算													
ト 事後アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 50単位を加算													
チ 事業改善加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1回につき 200単位を加算(1月に2回を限度)													
リ 日中・夜間スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 日中・夜間スクリーニング加算(Ⅰ) (1回につき 200単位を加算(8月に1回を限度)) (2) 日中・夜間スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 50単位を加算(8月に1回を限度))													
ヌ 日中機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 日中機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) 日中機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +160単位(月2回を限度))													
ル 介護連携推進加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1回につき 600単位を加算													
ヲ 緊急時対応加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 774単位を加算													
ワ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)													
カ 専門管理加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 250単位を加算													
キ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 2,500単位を加算													
ク 遺体搬送・葬前移動加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 150単位を加算													
ケ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)													
コ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 1,000単位を加算													
サ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)													
シ 介護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 介護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)													
ジ 非せつ支援加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 非せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 非せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 非せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)													
ズ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 1月につき 40単位を加算													
ダ 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)													
デ サービス提供体制 強化加算		(1) イを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 250単位を加算) (2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 250単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 210単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 120単位を加算)													
ト 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 149/1,000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 149/1,000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 134/1,000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 108/1,000) (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 107/1,000) (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 107/1,000) (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 116/1,000) (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 116/1,000) (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 117/1,000) (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 118/1,000) (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 117/1,000) (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 118/1,000) (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 117/1,000) (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 118/1,000) (15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 117/1,000) (16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 118/1,000) (17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 117/1,000) (18) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき 118/1,000) (19) 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき 117/1,000) (20) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき 118/1,000) (21) 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき 117/1,000) (22) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき 118/1,000) (23) 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき 117/1,000) (24) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき 118/1,000) (25) 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき 117/1,000) (26) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 118/1,000) (27) 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき 117/1,000) (28) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 118/1,000) (29) 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき 117/1,000) (30) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ) (1月につき 118/1,000) (31) 介護職員等処遇改善加算(ⅲ) (1月につき 117/1,000) (32) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ) (1月につき 118/1,000) (33) 介護職員等処遇改善加算(ⅳ) (1月につき 117/1,000) (34) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ) (1月につき 118/1,000) (35) 介護職員等処遇改善加算(ⅴ) (1月につき 117/1,000) (36) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ) (1月につき 118/1,000) (37) 介護職員等処遇改善加算(ⅵ) (1月につき 117/1,000) (38) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ) (1月につき 118/1,000) (39) 介護職員等処遇改善加算(ⅶ) (1月につき 117/1,000) (40) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ) (1月につき 118/1,000) (41) 介護職員等処遇改善加算(ⅷ) (1月につき 117/1,000) (42) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ) (1月につき 118/1,000) (43) 介護職員等処遇改善加算(ⅸ) (1月につき 117/1,000) (44) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ) (1月につき 118/1,000) (45) 介護職員等処遇改善加算(ⅹ) (1月につき 117/1,000) (46) 介護職員等処遇改善加算(ⅺ) (1月につき 118/1,000) (47) 介護職員等処遇改善加算(ⅺ) (1月につき 117/1,000) (48) 介護職員等処遇改善加算(ⅽ) (1月につき 118/1,000) (49) 介護職員等処遇改善加算(ⅽ) (1月につき 117/1,000) (50) 介護職員等処遇改善加算(ⅾ) (1月につき 118/1,000) (51) 介護職員等処遇改善加算(ⅾ) (1月につき 117/1,000) (52) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (53) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (54) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (55) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (56) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (57) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (58) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (59) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (60) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (61) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (62) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (63) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (64) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (65) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (66) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (67) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (68) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (69) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (70) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (71) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (72) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (73) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (74) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (75) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (76) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (77) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (78) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (79) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (80) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (81) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (82) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (83) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (84) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (85) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (86) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (87) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (88) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (89) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (90) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (91) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (92) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (93) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (94) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (95) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (96) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (97) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (98) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000) (99) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 117/1,000) (100) 介護職員等処遇改善加算(ⅿ) (1月につき 118/1,000)													

※ (1) 特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、「緊急時対応看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ (2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、(1)の単位数を算入

※ 身体拘束禁止措置減算については令和7年4月1日をもって廃止

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日まで間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(ⅳ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	実業者の員数が基準を満たさない場合 又は ない場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	委支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	委支援2 (6,972 単位)										
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	委支援1 (3,109 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	委支援2 (6,281 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算									
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)									
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)									
ト 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)									
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)									
ヌ 生産性向上推進体制加算		(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ル サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)							
ヲ 介護職員等処遇改善加算		(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 10標準単位数×149/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 10標準単位数×146/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 10標準単位数×134/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 10標準単位数×106/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 10標準単位数×137/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 10標準単位数×121/1000) (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 10標準単位数×125/1000) (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 10標準単位数×116/1000) (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷa) (1月につき 10標準単位数×102/1000) (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷb) (1月につき 10標準単位数×101/1000) (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷc) (1月につき 10標準単位数×85/1000) (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷd) (1月につき 10標準単位数×117/1000) (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷe) (1月につき 10標準単位数×89/1000) (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷf) (1月につき 10標準単位数×71/1000) (15) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷg) (1月につき 10標準単位数×68/1000) (16) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷh) (1月につき 10標準単位数×73/1000) (17) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷi) (1月につき 10標準単位数×56/1000)									

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の単位数を算入

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ)については、令和7年3月31日まで算定可能

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従事者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束使用未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者投入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	委支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	委支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	委支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	委支援2 (777 単位)											
注 入浴時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)										
ニ 退院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ホ 退院時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
ヘ 認知症専門ケア加算			(1日につき 3単位を加算)										
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 4単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 150単位を加算)										
ト 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 120単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1月につき 100単位を加算)										
チ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)										
リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
フ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1月につき 10単位を加算)										
フ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1月につき 5単位を加算)										
カ 新興感染症等施設整備費			(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)										
コ 生産性向上推進体制加算			(1月につき 100単位を加算)										
コ 生産性向上推進体制加算			(1月につき 10単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1日につき 22単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1日につき 18単位を加算)										
タ サービス提供体制強化加算			(1日につき 6単位を加算)										
シ 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所定単位数は、イからウまでを合計した単位数の合計</p> <p>(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 上乗率単位数×186/1000)</p> <p>(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 上乗率単位数×178/1000)</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 上乗率単位数×155/1000)</p> <p>(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 上乗率単位数×125/1000)</p> <p>(イ) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき 上乗率単位数×163/1000)</p> <p>(ロ) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき 上乗率単位数×156/1000)</p> <p>(ハ) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき 上乗率単位数×155/1000)</p> <p>(ニ) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき 上乗率単位数×148/1000)</p> <p>(ヒ) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき 上乗率単位数×133/1000)</p> <p>(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき 上乗率単位数×125/1000)</p> <p>(ホ) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき 上乗率単位数×120/1000)</p> <p>(ヘ) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき 上乗率単位数×132/1000)</p> <p>(コ) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき 上乗率単位数×112/1000)</p> <p>(カ) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき 上乗率単位数×97/1000)</p> <p>(キ) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき 上乗率単位数×102/1000)</p> <p>(ク) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき 上乗率単位数×89/1000)</p> <p>(ケ) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき 上乗率単位数×89/1000)</p> <p>(コ) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき 上乗率単位数×66/1000)</p>										

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 身体拘束使用未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで適用する。